

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書の提出について

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書を次のとおり提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日提出

提出者 市 会 議 員 全 員

平成 年 月 日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣 宛て

京 都 市 会 議 長 名

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の治療推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は，交通事故，スポーツ外傷等，身体への強い衝撃により，脳脊髄液が漏れ，頭痛，めまい，吐き気，けん怠感等の様々な症状が発症する病気である。その症状は，外見적으로는見えないため，医療現場や交通事故時の保険関係者の無理解に，患者及び家族の肉体的，精神的な苦痛は，計り知れないものがある。

国は，平成 1 9 年に厚生労働省研究班を立ち上げ，平成 2 3 年には脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の診断基準が定められた。また，平成 2 4 年にはブラッドパッチ療法が「先進医療」として承認され，平成 2 6 年 1 月に行われた先進医療会議においては，ブラッドパッチ治療の有効率は 8 2 パーセント（5 2 7 件中 4 3 2 例が有効）と報告されたところである。さらに，「外傷を機に発生する，脳脊髄液の漏れ」の診断基準の研究がなされており，ブラッドパッチ療法の保険適用が切に望まれる。

よって国におかれては，下記の事項について，早期に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 脳脊髄液減少症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）を保険適用とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業において，1 8 歳未満の症例を加えること。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・早期治療のため，医療関係機関への情報提供を徹底すること。

以上，地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。